

金融庁有識者会議報告書を踏まえた代理店の意識と提言

ペーパーレス手続き率は品質評価なじまず53.5%

2024年度実施 全会員アンケートを通じて
大阪代協 見えてきた「会員の思い」(1)

図1. 複数保険会社商品の比較推奨販売の可否

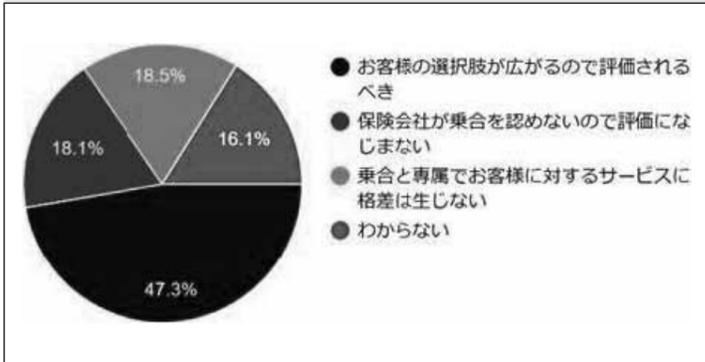


図2. 事故対応へ積極的に関与を行っている

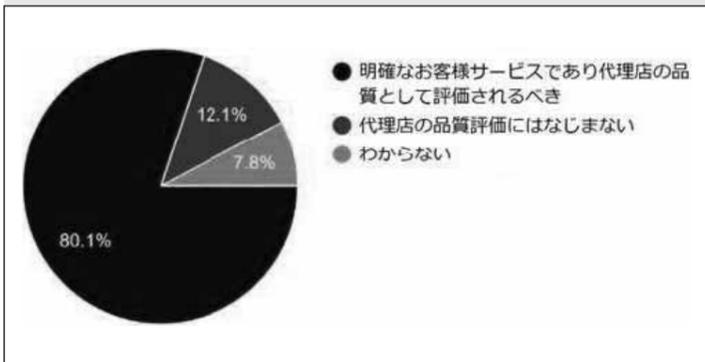
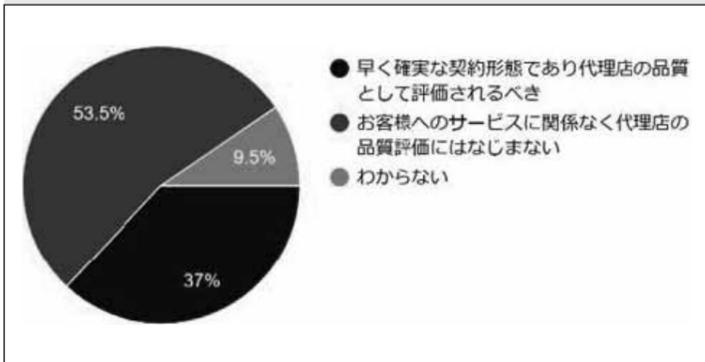


図3. ペーパーレス(デジタル) 手続き率



DATA FILE

大阪代協(新谷香代子会長)はこのほど、全会員を対象に「全会員アンケートを通じて見えてきた『会員の思い』—金融庁有識者会議報告書を踏まえた代理店の意識と提言—」調査(回答総数503件)を行い、10月1日にその結果を公表した。4回目となった今年度は、お客様を向いた業務品質基準と代理店手数料ポイント制度をいかに融合させるべきか、という点にフォーカスをあてて実施された。今回は同代協からの提言とアンケート結果「お客様へのサービス向上につながる業務品質について(その1・募集品質の評価)(一部抜粋)を紹介する。

お客様へのサービス向上につながる業務品質でついで

比較推奨販売の可否について
お客様の選択肢が広がるので評価されるべきが47.3%に

■業務品質評価基準策定にあたって大阪代協からの提言

1. 品質重視の手数料体系

2. チャンネル共通の品質基準

有識者会議報告書に記載の通りであり、あえて申し上げるまでもないが、代理店の意見として覚悟をもってお伝えする。

収保規模・増収を前提とした代理店の評価制度を改め、お客様のためのサービスレベル、および体制整備の実態を判定する品質評価基準に基づいた、お客様にメリットが

あり、多くの代理店に納得のある手数料体系への変革を期待する。

保険会社は、チャンネルに関わらず、保険代理店に求められる共通の品質基準を明示し、全体的な業務品質の底上げを図るべきである。「保険代理店は、片手間に誰にでもできる仕事ではない」この認識の徹底こそが、損害保険業界の魅力を向上させる、将来の発展に繋がると考える。

果のみに基づくデジタル判定になじまない項目が多い。保険会社社員、代理店の双方が、顧客本位の業務運営について真摯な対話を行い、考え方を深め、お客様の視点に立った定性的判断を行う場を設け、お客様に向けたサービス品質をさらに進化させるためのステップと位置付けるべきである。

保険会社には、数字・効率化中心の代理店対応からの変革を期待する。今がまさにその時期であると考える。

5. 比較推奨販売の選択

お客様に、複数の商品の選択肢を提供すること、お客様サービスの向上につながることを考える代理店が多数存在する。

しかしながら、専属代理店が自社の経営判断で、代申社以外の保険会社との取引(乗合)を選択した場合は、代申保険会社は、乗合を承認せず、代申社の専属代理店であるべきと主張すること、現在でも損害保険業界の一般的な慣行になっている。保険商品が自由化されていること、お客様のニーズを考慮した場合は、専属を強制することは時代の要請からは外れている。

一定の品質水準にある代理店が、比較推奨販売を志した場合、顧客本位の業務運営推進の観点から、乗合を承認する業界内の環境が整備されるべきである。

■お客様へのサービス向上につながる業務品質について(その1・募集品質の評価)

1. 複数保険会社商品の比較推奨販売の可否

乗合と専属でお客様へのサービスに格差が生じない、と回答した代理店は、比較推奨販売はお客様へのサービスにつながることを考えている代理店が多いことがわかる。

しかしながら、寄せられた意見からは、比較推奨販売の実践には下記のハードルの存在が指摘されている。

① 保険会社の乗合承認
② 代理店側の体制整備
③ 現状の代理店手数料体系の問題

2. 事故対応へ積極的に関与を行っている

保険加入の目的である、お客様に事故が発生した際の対応は、お客様の満足度に大きな影響を及ぼす。

大阪代協としては、お客様の事故・災害時対応への関与の度合い、損害サービスへのアシストのレベルは、保険代理店の業務品質基準の評価項目として採用されるべきと考える。

保険代理店の存在意義および専門性は、加入時の保険設計、商品選択だけでなく、お客様に事故・被災という非常事態に際しては、他の手続き方法の否定につながる。顧客本位の業務運営の原則に「顧客にふさわしいサービスの提供」の趣旨を妨げない範囲の水準設定が必要である。

※求められる指標において、損害保険ジャパン社の90%以上(自動車・傷害)、三井住友海上社の75%(自動車)などは高すぎるのではないかと

1. 複数保険会社商品の比較推奨販売の可否

乗合と専属でお客様へのサービスに格差が生じない、と回答した代理店は、比較推奨販売はお客様へのサービスにつながることを考えている代理店が多いことがわかる。

しかしながら、寄せられた意見からは、比較推奨販売の実践には下記のハードルの存在が指摘されている。

① 保険会社の乗合承認
② 代理店側の体制整備
③ 現状の代理店手数料体系の問題

2. 事故対応へ積極的に関与を行っている

保険加入の目的である、お客様に事故が発生した際の対応は、お客様の満足度に大きな影響を及ぼす。

大阪代協としては、お客様の事故・災害時対応への関与の度合い、損害サービスへのアシストのレベルは、保険代理店の業務品質基準の評価項目として採用されるべきと考える。

保険代理店の存在意義および専門性は、加入時の保険設計、商品選択だけでなく、お客様に事故・被災という非常事態に際しては、他の手続き方法の否定につながる。顧客本位の業務運営の原則に「顧客にふさわしいサービスの提供」の趣旨を妨げない範囲の水準設定が必要である。

※求められる指標において、損害保険ジャパン社の90%以上(自動車・傷害)、三井住友海上社の75%(自動車)などは高すぎるのではないかと